

# 第三次寝屋川市地域福祉計画の策定方針（案）

## 1. 計画策定の目的

寝屋川市では、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として、第一次計画である「寝屋川市地域福祉計画」を平成17年3月に、また、第二次計画である「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」を平成23年3月に策定しました。現行計画である「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」が平成27年度で計画期間を終了することから、後継計画となる第三次計画を平成27年度中に策定します。

本市では、地域福祉計画を“保健福祉のマスタープラン”と位置づけ、保健福祉に関わる分野別計画等とも連動させながら、市民、団体、事業者、市、関係機関等が協働して推進する計画として策定しています。第二次計画に位置づけた取り組みは、市の関係部局や関係機関が実施した事業とともに、地域福祉に関わる活動を行っている団体や事業者等の取り組みを「地域福祉計画推進委員会」を通じて共有し、計画を推進するうえでの課題や方向性についての協議を行って、各々の取り組みに反映させてきました。

第三次計画は、こうした取り組みの成果と課題をふまえるとともに、本市の地域福祉をとりまく状況の変化などにも的確に対応し、いっそうステップアップした活動や事業を展開していくための指針となるよう策定します。

## 2. 計画の位置づけ

「第三次寝屋川市地域福祉計画」は、つぎの位置づけをもつ計画として策定します。

### ① 地域福祉計画に基づく市町村地域福祉計画

社会福祉法（第107条）に基づく市町村地域福祉計画であり、本市の地域福祉を推進するために、福祉に関するサービスや活動を充実するとともに、それらの利用と担い手としての参加をすすめるための取り組みを一体的に定めます。

#### （参考）社会福祉法 第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

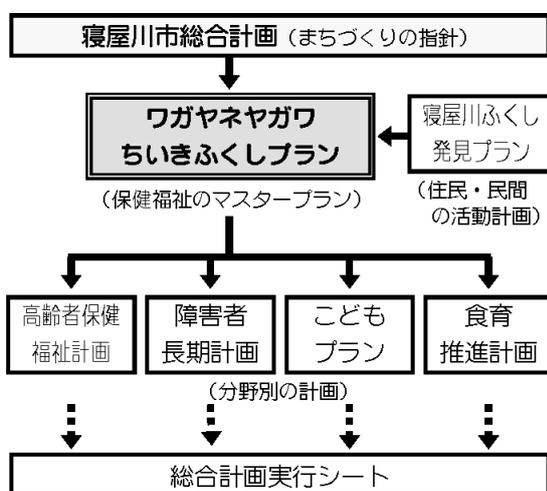
## ② 「寝屋川市第五次総合計画」を地域福祉の視点で推進する計画

本市のまちづくりの目標と方向性を示した「寝屋川市第五次総合計画」を地域福祉の視点で推進する計画であり、総合計画の基本構想および平成28年度からスタートする後期基本計画と整合を図って策定するとともに、計画に基づく具体的な取り組みを、毎年作成する実行シートにも反映させて推進します。

## ③ 分野別計画等を効果的に連携させて推進するための“保健福祉のマスタープラン”

保健福祉に関する各々の法律に基づいて策定する分野別計画などを、地域福祉の視点で連携させて効果的に推進するよう、“保健福祉のマスタープラン”として、基本的な方向性や、協働をすすめるしくみや基盤づくりの取り組みを定めます。

(参考) 現行計画での計画の位置づけ



## 3. 計画の期間

第五次総合計画の後期基本計画との整合性に配慮し、平成28年度～平成32年度までの5年間の計画として策定する方向で検討します。

## 4. 計画の策定方法

現行計画である「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」は、本市の地域福祉に関わる市民、団体、事業者、市、関係機関等を「わたしたち」として主語にした計画です。第三次計画もこうした考え方を引き継ぎ、さまざまな主体の思いを反映して策定するよう、アンケート調査等を通じて広く意見を集約しながら、公募市民や地域福祉に関わる団体・機関の代表などによる「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」で意見交換を行い、計画の素案を作成します。また、素案に対する意見募集（パブリックコメント）を行い、計画を策定します。

## 5. 計画策定のスケジュール

平成27年度中に策定するよう、以下のスケジュールを基本として取り組みを推進します。

年	月	主な取り組み	推進委員会の開催（主な検討事項）
27	6	現行計画の進捗状況と課題の整理	
	7	市民アンケート調査の実施	
	8		
	9	関係者アンケート調査の実施	第1回（策定方針・課題の検討）
	10	計画素案のとりまとめ	
	11		第2回（課題・計画素案の検討）
	12		第3回（計画素案のとりまとめの検討）
28	1	パブリックコメントの実施	
	2	計画案のとりまとめ	第4回（計画案の検討）
	3	計画の策定	

## 6. 第三次計画の方向性（現時点での仮説）

### ① これまでの成果と課題をふまえてステップアップする計画にします

取り組みの成果と課題を的確にふまえて、着実にステップアップする計画とするよう、成果と課題を広く集約し、第三次計画に反映すべき事項を整理します。また、計画の継続性を重視するよう、現行計画の体系を活かしつつ、必要に応じて見直しを行う方向で検討します。

### ② 新たな課題への取り組みを盛り込みます

現行計画の策定後も、保健福祉に関する法律や制度が制定・改正されています。また、少子高齢化のいっそうの進行など、地域の状況も変化しています。これらを的確に反映し、新たな取り組みを効果的に推進するよう検討します。

#### 現行計画策定後に制定・改定された主な法律と地域福祉計画での検討事項

- 社会保障制度改革推進法・社会保障改革プログラム法  
多様な主体の協働による持続可能なしくみの構築
- 生活困窮者自立支援法  
経済的な困窮をはじめ、生活のさまざまな困りごとを支援するしくみの充実
- 介護保険法（改正）  
公・民の協働による分野の枠を超えた「地域包括ケア」のしくみづくり
- 障害者総合支援法  
「共生社会の実現」による、だれもが自分らしく暮らせる社会づくり
- 子ども・子育て関連3法  
少子化が進行するなかでの、地域の課題としての子ども・子育て支援の推進
- 障害者虐待防止法・障害者差別解消法  
高齢者や児童分野での取り組みも含めた虐待防止や権利擁護支援の推進
- 災害対策基本法（改正）  
災害時に支援が必要な人を支える体制や平時からの取り組みの推進

③「先導的に取り組む事項」を設定します

第二次計画は、“保健福祉のマスタープラン”として、分野やさまざまな主体が枠を超えて協働して地域福祉を総合的に推進するうえでの「基本的な枠組みや方向性」を示すことを重視して策定し、進捗管理のしくみづくりをすすめてきました。こうした取り組みを活かし、さらに具体的な活動・事業を推進していくために、地域福祉をいっそうすすめるしくみや基盤づくりなどの「先導的に取り組む事項」を設定するよう検討します。

④ 市民・団体・事業者等の取り組みを例示します

第二次計画は、市民、団体、事業者、市、関係機関等が分担・協働して取り組むうえでの共通の目標とともに、「市が先導的に推進すること」を定めました。第三次計画では、計画推進委員会や関係者アンケート等を通じて各々の主体が「取り組みたいこと」を集約し、活動や事業の例として示していくことで、市民、団体、事業者等の主体的な取り組みをいっそう推進するよう検討します。

⑤「計画を推進するしくみ」を強化します

第二次計画は、計画推進委員会を通じて市民、団体、事業者、市、関係機関等の取り組みや課題を共有し、計画に位置づけた取り組みの推進に反映してきました。各々の取り組みは分野別計画等とも関連してすすめられていることから、計画間の連動性を高めるなど、「計画を推進するしくみ」を強化するよう検討します。